

令和 5 年 度

所管事項説明資料

保 健 福 祉 部

市立室蘭看護専門学院

保健福祉部・市立室蘭看護専門学院組織図

<令和5年5月1日現在>

部	課	係
保健福祉部 (福祉事務所)	高齢福祉課	福祉総務係
		介護保険係 介護認定係
	障害福祉課	障害福祉係
	生活支援課	総務係
		保護第1係
保護第2係		
保護第3係 保護第4係		
子育て支援課	子ども育成係	
	児童福祉係	
	子育て世代包括支援センター	
	子ども発達支援センター	
健康推進課	総務係	
	健康推進係	
	新型コロナワクチン係	
看護専門学院	学務課	学務係 教務係

所管業務	主要業務等
<p>(1) 社会福祉法、民生委員法、児童福祉法（児童委員に関する事項に限る。）、老人福祉法及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に関する事項</p>	<p>①地域福祉ふれあい事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体活動費助成 ・ 在宅福祉推進事業助成 ・ 高齢者外出支援事業（ワンコインパス・ふれあいパス） <p>②室蘭市社会福祉協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費及び各種在宅福祉サービスへの助成 ・ 室蘭成年後見支援センター（西胆振2市2町）等の運営委託 ・ 社会福祉大会の共催 <p>③社会福祉法人の所轄庁事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人の許認可及び指導監査 <p>④民生委員・児童委員活動の推進</p> <p>⑤養護老人ホームの入所措置</p> <p>⑥高齢者虐待に関する各種対応</p>
<p>(2) 地域福祉の推進計画に関する事項</p>	<p>○地域福祉計画の策定と推進</p>
<p>(3) 高齢者福祉の推進計画に関する事項</p>	<p>○高齢者保健福祉計画の策定と進行管理</p>
<p>(4) 高齢者の生きがいに関する事項</p>	<p>①老人クラブ活動支援</p> <p>②生きがいと健康づくり事業</p>
<p>(5) イタンキ生活館及び単身老人福祉住宅に関する事項</p>	<p>①イタンキ生活館の運営</p> <p>②単身老人福祉住宅の設置</p>

所管業務	主要業務等
<p>(6) 介護保険法に関する事項</p>	<p>①被保険者資格管理、保険給付管理、介護認定に関する業務</p> <p>②地域支援事業に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス事業 ○一般介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・えみなメイト ・介護支援ボランティア事業 ・認知症予防教室 ・ふれあい市民農園事業 ○包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの設置・運営 ・認知症総合支援事業 ・生活支援体制整備事業 ・在宅医療介護連携推進事業 ・地域ケア会議推進事業 ○保健福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護用品助成事業 ・あったか移送サービス事業 ・介護人材確保支援事業補助 ○任意事業 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援事業 <p>③保険料の賦課、徴収に関する業務</p>
<p>(7) 介護保険事業計画に関する事項</p>	<p>○室蘭市介護保険事業計画の策定と進行管理</p>
<p>(8) その他社会福祉事業に関する事項</p>	<p>①災害見舞金の支給</p> <p>②災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>③戦没者並びに艦砲射撃殉難者追悼式の挙行</p> <p>④戦傷病者、戦没者等遺族の援護</p> <p>⑤アイヌ福祉に関すること</p> <p>⑥高齢者住宅改修費助成</p> <p>⑦緊急通報システム整備に関する業務</p> <p>⑧保健・介護一体的実施推進事業</p>

所管事項	主要業務等
<p>(1) 障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び児童福祉法（障害児福祉に関する事項に限る。）に関する事項</p>	<p>①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付（進達） ②身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児等の障害福祉サービス関係事務 ③自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）関係事務 ④補装具の交付・修理、日常生活用具の給付・貸与</p>
<p>(2) 障害者福祉の企画及び調整に関する事項</p>	<p>①障がい者支援計画の策定及び計画の推進 ②地域自立支援協議会（専門部会）の運営</p>
<p>(3) 障害者福祉総合センターに関する事項</p>	<p>○開設 昭和63年4月1日 ○設置目的 障害者の更生と社会参加を図るほか、ボランティアの育成助長、健常者との相互理解の促進など、障害者福祉を総合的に推進する。 ○指定管理者（一般社団）室蘭身体障害者福祉協会（期間：H31年4月1日～R6年3月31日）</p>
<p>(4) 障害児（者）に係る手当に関する事項</p>	<p>①特別児童扶養手当 ②特別障害者手当 ③障害児福祉手当 ④福祉手当（経過措置）</p>
<p>(5) 障害者の生きがいに関する事項</p>	<p>①障害者相談支援事業 ②重度心身障害者交通費助成 ③手話通訳者設置 ④点訳・要約・手話奉仕員養成事業 ⑤生活訓練事業 ⑥「ふれあいまつり」の開催 ⑦障害者理解促進事業</p>

所管事項	主要業務等
(6) 関係団体に関する事項	○障がい者団体との懇談会等の推進
(7) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する事項	①調達方針の策定・公表 ②調達実績の公表
(8) その他障害福祉に関する事項	①障がい者虐待防止 ②成年後見制度利用支援事業（障がい者）

所管事項	主要業務等																																								
<p>(1) 生活保護法に関する事項</p>	<p>1. 生活保護の開始・廃止及び却下の決定 2. 生活保護の停止及び変更の決定 3. 生活保護法に規定された扶助物品の購入決定 4. 被保護者に対する生活支援及び自立の指導</p> <p>① 被保護世帯数・人員及び保護率（年度平均）</p> <table border="1" data-bbox="639 640 1437 875"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>世帯数</th> <th>人員</th> <th>保護率‰ (人口千人当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>2,198</td> <td>2,791</td> <td>34.8</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,163</td> <td>2,716</td> <td>34.6</td> </tr> <tr> <td>R5 予算</td> <td>2,106</td> <td>2,611</td> <td>33.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「保護率」＝ 被保護人員÷住民登録人口×1,000</p> <p>② 世帯類型別被保護世帯数</p> <table border="1" data-bbox="639 1010 1437 1274"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>総 数</th> <th>高齢者</th> <th>母子</th> <th>傷病・障 がい者</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>2,198</td> <td>1,268</td> <td>103</td> <td>574</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,163</td> <td>1,260</td> <td>90</td> <td>538</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>R5 予算</td> <td>2,106</td> <td>1,229</td> <td>77</td> <td>514</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	世帯数	人員	保護率‰ (人口千人当り)	R3	2,198	2,791	34.8	R4	2,163	2,716	34.6	R5 予算	2,106	2,611	33.9	区 分	総 数	高齢者	母子	傷病・障 がい者	その他	R3	2,198	1,268	103	574	253	R4	2,163	1,260	90	538	275	R5 予算	2,106	1,229	77	514	286
区 分	世帯数	人員	保護率‰ (人口千人当り)																																						
R3	2,198	2,791	34.8																																						
R4	2,163	2,716	34.6																																						
R5 予算	2,106	2,611	33.9																																						
区 分	総 数	高齢者	母子	傷病・障 がい者	その他																																				
R3	2,198	1,268	103	574	253																																				
R4	2,163	1,260	90	538	275																																				
R5 予算	2,106	1,229	77	514	286																																				
<p>(2) 生活困窮者自立支援法に関する事項</p>	<p>1. 自立相談支援（生活保護以外の生活に関する相談全般） 2. 住居確保給付金の支給 3. 就労準備支援 4. 家計改善支援 5. 学習支援</p>																																								

所管事項	主要業務等														
<p>(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事項</p> <p>(4) 行旅病人、行旅死亡人及び浮浪者に関する事項</p>	<p>取扱件数</p> <table border="1" data-bbox="639 728 1252 996"> <thead> <tr> <th data-bbox="646 728 813 857">区 分</th> <th data-bbox="813 728 1034 857">行旅死亡人 (葬祭費等)</th> <th data-bbox="1034 728 1246 857">浮浪者 (移送費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="646 857 813 904">R3</td> <td data-bbox="813 857 1034 904">0</td> <td data-bbox="1034 857 1246 904">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 904 813 952">R4</td> <td data-bbox="813 904 1034 952">2</td> <td data-bbox="1034 904 1246 952">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 952 813 996">R5 予算</td> <td data-bbox="813 952 1034 996">2</td> <td data-bbox="1034 952 1246 996">7</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	行旅死亡人 (葬祭費等)	浮浪者 (移送費)	R3	0	5	R4	2	8	R5 予算	2	7
区 分	行旅死亡人 (葬祭費等)	浮浪者 (移送費)													
R3	0	5													
R4	2	8													
R5 予算	2	7													

所管業務	主要業務等
<p>(1) 児童福祉法(児童委員及び障害児福祉に関する事項を除く。)、子ども・子育て支援法(健康推進課の事務分掌に関する事項を除く。)及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事項</p>	<p>①こどもショートステイの実施 ②入院助産施設の設置 ③子ども・子育て会議の設置 ④子ども・子育て支援事業計画の推進及び進捗管理 ⑤地域子ども・子育て支援事業の実施(特別保育等)</p>
<p>(2) 児童福祉の企画及び調整に関する事項</p>	<p>①子育て応援プランの取りまとめ及び進捗管理 ②子育て応援団の登録及び情報提供 ③その他子育て支援の推進</p>
<p>(3) 母子・父子・寡婦福祉の企画及び調整に関する事項</p>	<p>①ひとり親家庭等ヘルパーの派遣 ②母子家庭等就業・自立支援センターの運営 ③自立支援教育訓練給付金の支給</p>
<p>(4) 児童手当、児童扶養手当その他児童に係る手当(障がい児に係る手当を除く。)に関する事項</p>	<p>①児童手当の認定及び支給 ②児童手当現況届の受理及び審査 ③児童扶養手当の認定及び支給 ④児童扶養手当現況届の受理及び審査</p>
<p>(5) 子育て家庭等に係る給付金(障がい児に係る給付金を除く。)に関する事項</p>	<p>①出産・子育て応援給付金の支給に関する業務(給付金申請受付の一部、契約及び支出事務に限る。) ②初回産科受診料助成金の支給 ③その他子育て家庭等に係る臨時的給付金の支給</p>

<p>(6) 保育所、幼稚園等に関する事項</p>	<p>①保育所等への入所及び退所等の決定 ②利用者負担額の決定及び収納 ③保育所等運営費負担金の支給 ④幼稚園等施設型給付費の支給 ⑤施設等利用給付費の支給(幼児教育・保育無償化)</p>
<p>(7) 放課後児童対策に関する事項</p>	<p>○スクール児童館の運営</p>
<p>(8) 子育て家庭の支援活動の企画、調整及び実施に関する事項</p>	<p>○赤ちゃんの駅の登録及び普及促進</p>
<p>(9) 子育て世代包括支援センターに関する事項</p>	<p>①子育てや母子保健に関する相談 ②家庭や子どもに関する相談 ③ひとり親家庭等に関する相談 ④DV等に関する相談 ⑤児童虐待対応(要保護児童対策地域協議会の設置) ⑥各種子育て支援セミナー・講座の開催 ⑦みんなの広場の開設 ⑧子育てサークル等への支援 ⑨子育て支援情報等の提供</p>
<p>(10) 子ども発達支援センターに関する事項</p>	<p>①児童発達支援事業の実施 ②放課後等デイサービス事業の実施 ③保育所等訪問支援事業の実施 ④障害児相談支援事業の実施 ⑤室蘭市地域療育ネットワーク会議の運営 ⑥こども発達支援サポーター事業の実施 ⑦支援ファイル「すてっぷ」配布事業の実施</p>

所管事項	主要業務等
(1)健康推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 初期救急医療対策事業 ② 広域救急医療対策事業 ③ 小児救急医療支援事業 ④ 歯科救急医療対策事業 ○地域医療に関すること ○周産期医療確保事業
(2)保健センターに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○室蘭・登別保健センターの維持管理及び運営に関する業務 ○体育館一般開放事業
(3)母子保健及び成人保健に関する事項（養育医療の給付等に関する事項を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 母子健康手帳の交付 ② 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的事業（給付金申請受付の一部及び相談支援業務に限る。） ③ 健康教育 <ul style="list-style-type: none"> 両親学級、離乳食教室、にじいろクラブ、思春期保健事業 ④ 健診事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4カ月児・1歳6カ月児・3歳児健診 ⑤ 相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児相談・5歳児相談

所管事項	主要業務等
	<p>⑥ 訪問指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育者支援保健・医療連携システム ・ 妊産婦・新生児・乳幼児訪問 <p>⑦ フッ素塗布</p> <p>⑧ 新生児聴覚検査助成</p> <p>○成人保健事業</p> <p>① 健康手帳</p> <p>② 健康教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区健康教育・生活習慣改善事業 ・ はぴらん体操講座・運動教室 ・ くじらん健康ポイント事業 <p>③ 健康相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談 ・ 栄養相談 <p>④ 健康診査・がん検診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査（医療保険未加入者） ・ がん検診（胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺） ・ 肝炎ウイルス検診 ・ 口腔がん検診 ・ 骨粗しょう症検診 ・ 歯周疾患検診 ・ 女性の健康診査 ・ エキノコックス症検診 ・ ピロリ菌検査 <p>⑤ 訪問指導</p> <p>⑥ 自殺対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートキーパー研修等

所管事項	主要業務等
<p>(4) 子ども・子育て支援法に関する事項（同法に基づく地域子ども・子育て支援事業である乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び妊婦健康診査に限る。）</p> <p>(5) 感染症予防に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活改善事業 <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員の養成・育成 ○がん対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 室蘭市がん対策推進条例の推進 ② がん教育 ③ 中学生ピロリ菌検査 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業 ○妊婦健康診査 ○予防接種事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 子ども対象 <ul style="list-style-type: none"> 4種混合、2種混合、麻しん・風しん混合、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、日本脳炎、子宮頸がん、ロタウイルス ② 成人対象 <ul style="list-style-type: none"> 風しん ③ 高齢者対象 <ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ、高齢者肺炎球菌 ○新型コロナワクチンに関する事業 ○新型インフルエンザ対策に関する事業 ○食中毒予防啓発 ○献血推進に関する事業

所管業務	主要業務等																								
<p>(1) 学院の管理運営に関する事項</p> <p>(2) 教務及び学生の指導に関する事項</p>	<p>【沿革】</p> <p>本学院は、昭和43年看護婦養成施設として、市立室蘭総合病院内に市立室蘭高等看護学院として開設（1学年20名、総定員60名）</p> <p>昭和59年度からは、広域的な地域医療の確保に貢献するため、室蘭・登別保健センター内に新築移転するとともに、准看護学科を新たに併設し、名称も市立室蘭看護専門学院と改称（看護学科：1学年30名、総定員90名、准看護学科：1学年30名、総定員60名）</p> <p>また、看護師養成の充実を図るため、平成3年度末で准看護学科を廃止、平成4年度から、看護学科の定員を1学年30名から50名に増員（総定員150名）した。</p> <p>さらに、平成22年4月に旧文化女子大学室蘭短期大学跡施設に移転、1学年定員を80名に増員（総定員240名）した。</p> <p>令和5年4月には、18歳人口の減少に伴う入学者数実績を考慮し、1学年定員を50名に変更し、地域医療従事者の育成と、時代の要求にふさわしい看護師を養成している。</p> <p>【概要】</p> <table border="1" data-bbox="568 1249 1455 1760"> <tbody> <tr> <td>設置年</td> <td>昭和43年</td> <td>入学試験料</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>学科</td> <td>看護学科</td> <td>入学金</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>修業年限</td> <td>3年</td> <td>授業料</td> <td>月額 22,000円</td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>50人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総定員</td> <td>210人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学資格</td> <td>高卒以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 学院長：市立室蘭総合病院長事務取扱</p> <p>◎ 職員（R5. 4. 1現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副学院長1人・専任教員9人・事務職員3人 ・会計年度任用職員3人（事務補助2人・特別専任教員1人） 	設置年	昭和43年	入学試験料	10,000円	学科	看護学科	入学金	50,000円	修業年限	3年	授業料	月額 22,000円	入学定員	50人			総定員	210人			入学資格	高卒以上		
設置年	昭和43年	入学試験料	10,000円																						
学科	看護学科	入学金	50,000円																						
修業年限	3年	授業料	月額 22,000円																						
入学定員	50人																								
総定員	210人																								
入学資格	高卒以上																								